

2020年04月17日

お客様各位

一般財団法人 京都予防医学センター
附属診療所所長 酒井 泰彦

「緊急事態宣言」発出にともなう健診事業の休止について

日頃より当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中、当センターでは、万全の感染対策を講じ安全な健診の遂行に努めてまいりました。しかし、このたびの新型コロナウイルス「緊急事態宣言」発出に伴う各関係団体からの要請等を鑑み、健康診断事業（外来診療を除く）を一時休止することといたしました。また、「緊急事態宣言」解除後も一部の検査につきましては感染リスクを考慮し、しばらくの間休止とさせていただきます。

お客様には大変ご迷惑ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

健診事業休止期間 2020年4月23日(木)～2020年5月6日(水)

- 「緊急事態宣言」の延長等により休止期間を変更する場合には、ホームページ上でお知らせいたします。 URL : <https://www.kyotoyobouigaku.or.jp>
- なお、再開後の検査につきましては、しばらくの間、感染拡大防止のため、胃カメラ検査と肺機能検査を休止させていただきます。合わせてご理解のほどお願い申し上げます。
- 健診事業休止期間中については、健診予約受付も一時休止させていただきます。

※ 外来診療（健診後の精密検査含む）は通常どおり行っております。

以上